明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業四）　二
○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八六）　二
○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（同八七）　二

〔告　示〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十五条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件の一部を改正する件（国家公安委・金融庁一）　三
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第四条第一項第四号の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（金融庁三八）　三
○除籍が滅失した件（法務四一五）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同四一六）　三
○原戸籍の一部が滅失した件（同四一七）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同四一八）　三
○外国為替に関する省令第八条の七第十号及び第十二条の三第八号の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（財務二二七）　四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同二二八）　四
○行政執行法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委二）　六
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一五〇六）　七
○商品先物取引法施行規則第百六十八条第二項及び第四項第四号ロの規定に基づき、同条第二項の主務大臣が定める書類並びに同条第四項第四号ロの主務大臣が定める方法及び主務大臣が定める事項を定める件（農林水産・経済産業二）　七
○登録解体工事講習の登録を行う件（国土交通九一〇）　七
○建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（同九一一）　七
○登録基礎ぐい工事試験の登録を行う件（同九一二）　七
○登録解体工事試験の登録を行う件（同九一三）　七
○建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示（同九一四）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同九一五）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一七四）　八
○道路に関する件（中部地方整備局九〇）　八
○道路に関する件（四国地方整備局九六～一〇〇）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一一一）　八
○道路に関する件（北海道開発局二〇二、二〇三）　九

〔国会事項〕

最高裁判所　九

〔人事異動〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　一〇
庁舎移転（防衛省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、所在不明の賃貸住宅管理業者関係　一〇

裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　二六